

令和 7 年度 佐賀県立盲学校 入学者募集要項

- 1 幼稚部入学者募集要項
- 2 高等部普通科・保健理療科入学者募集要項
- 3 専攻科理療科入学者募集要項

佐賀県立盲学校

〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 5 番 2 9 号

TEL (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

令和 7 年度

佐賀県立盲学校幼稚部
入学者募集要項

佐賀県立盲学校

〒840-0851

佐賀市天祐一丁目5番29号

TEL (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

URL <https://www.education.saga.jp/hp/mougakkou/>

令和7年度 佐賀県立盲学校幼稚部入学者募集要項

令和7年度幼稚部の入学者の募集は、「令和7年度佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科入学者募集要項」の定めるところにより実施します。

第1 募集を行う幼稚部

募集を行う幼稚部の障害種別は、視覚障害です。

第2 幼稚部の就学区域

「佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則」により、本校の就学区域は、原則として県全域となっています。

第3 募 集

1 応募資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障害者の区分及び程度（両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）に該当する3歳から5歳までの幼児（平成31年4月2日から令和4年4月1日までに出生した者）であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び幼児が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者です。

また、次の手続きの教育相談を受けてください。

なお、県外からの志願を認めることがありますので、ご相談ください。

【手続】（教育相談）

令和6年10月31日（木）までに本校で教育相談を受けてください。

【手続に関する特例】

特別の事情により手続が期限内にできなかった場合は、ご相談ください。

2 募集定員

若干人

第4 出 願

1 出願期間

（1）令和7年1月23日（木）及び令和7年1月24日（金）とします。

（2）受付時間は、9時～16時とします。

（3）願書を本校へ直接持参してください。やむを得ず郵送される場合は簡易書留とし、出願期間内に必着とします。

2 出願方法

県立特別支援学校への出願は、1校に限ります。

3 出願手続

入学を志願する者は、次の書類を本校へ直接提出してください。

出願書類は、以下のとおりです。

(1) 入学願書(様式1-1)

(2) 写真票(様式2)

※縦4cm×横3cm、上半身・正面・脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。

(3) 眼科診断書(本校様式による)

4 出願書類の提出先

佐賀県立盲学校 〒840-0851 佐賀市天祐一丁目5番29号

TEL 0952-23-4672

5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

6 出願書類の受付

学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、受検票(様式3)を志願した者に交付します。

第5 検 査

1 検査期日等

(1) 検査期日

令和7年2月5日(水) 10:00~12:00

(2) 会場

佐賀県立盲学校 佐賀市天祐一丁目5番29号

TEL 0952-23-4672

2 検査日程及び内容

日程は、個別にお知らせします。内容は、入学の意志を確認するための面接を行います。

第6 追検査

1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者。

2 申請期間

(1) 申請期間は、令和7年2月5日(水)~2月7日(金)とします。

(2) 受付時間は、2月5日(水)は13時~16時、2月6日(木)及び7日(金)は9時~16時とします。

(3) 申請手続は、本校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

3 申請手続

(1) 追検査の受検を希望する志願者は、**追検査受検許可願書(様式9)**を提出してください。
やむを得ない事情により期間内に提出できない場合は、ご相談ください。

(2) 学校長が追検査の受検を承認したときは、**追検査受検許可書(様式9)**を保護者あてに交付します。

4 検査場

佐賀県立盲学校

5 検査内容等

- (1) 検査は入学の意志を確認するための面接を行います。
- (2) 検査の期日は、令和7年2月12日(水)とします。

なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、佐賀県立盲学校長が、個別に必要な対応を行うものとします。

第7 合格者の決定

合格者の決定は、校内に委員会を置き、事前に実施した教育相談及び面接により、総合的に判断して行います。

第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表(受検番号を掲示)は、令和7年2月14日(金)9時に本校幼小小学部棟玄関付近において行います。
また、本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 合格者の発表(受検番号を掲示)とともに、保護者あてに通知します。

第9 再募集

出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた場合、再募集を実施します。
再募集の募集人員は、幼稚部の募集定員に対する欠員数とします。
なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会と協議し、決定します。

令和 7 年度

佐賀県立盲学校
高等部普通科・保健理療科
専攻科理療科
入学者募集要項

佐賀県立盲学校

〒840-0851

佐賀市天祐一丁目5番29号

TEL (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

URL <https://www.education.saga.jp/hp/mougakkou/>

令和7年度佐賀県立盲学校高等部

普通科・保健医療科入学者募集要項

令和7年度高等部の入学者の募集は、「令和7年度佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科入学者募集要項」の定めるところにより実施します。

第1 募集を行う高等部の学科

募集を行う高等部の学科は、普通科と保健医療科です。

第2 高等部の就学区域

「佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則」により、本校の就学区域は、原則として県全域となっています。

第3 募 集

1 応募資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障害者の区分及び程度（両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）に該当するとともに次の要件のいずれかに該当する者であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実である者です。

なお、県外からの志願を認めることもありますので、ご相談ください。

【要件】

- ア 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- イ 中学校又は義務教育諸学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- ウ 中学校卒業者と同等以上と認められる者

【手続1】（進路相談）

令和6年10月31日（木）までに本校で進路相談を受けてください。

ただし、本校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は不要です。

【手続2】（入学志願許可願書の提出）

令和6年10月7日（月）から11月19日（火）までに、入学志願許可願書（様式6）を在籍（出身）中学校長（義務教育諸学校長を含む。以下同じ。）を経由して、本校へ提出してください。

ただし、特別支援学校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は不要です。（中原特別支援学校中学部（病弱）を除く。）

【手続に関する特例】

特別の事情により手続1及び手続2が期限内にできなかった場合は、ご相談ください。

2 募集定員

令和6年12月末までに別途定めます。

第4 出 願

1 出願期間

- (1) 令和7年1月23日(木)及び令和7年1月24日(金)とします。
- (2) 受付時間は、9時～16時とします。
- (3) 願書を本校へ直接持参してください。やむを得ず郵送される場合は簡易書留とし、出願期間内に必着とします。

2 出願方法

- (1) 県立特別支援学校への出願は、1校に限ります。
- (2) 出願にあたって、普通科、保健理療科、専攻科理療科について第3順位までの範囲内で志望順位を付すことができます。

3 出願手続

- (1) 出願先等
入学を志願する者は、次の書類を本校へ直接提出してください。
- (2) 出願書類
 - ア 入学願書(様式1-2)
 - イ 出身中学校の調査書(様式7-1)
※令和7年1月14日(火)現在で作成してください。
 - ウ 入学志願許可願書(様式6)
※特別支援学校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は不要です。(中原特別支援学校中学部(病弱)を除く。)
 - エ 眼科診断書(本校様式による)
※本校中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は不要です。
 - オ 写真票(様式2)
※縦4cm×横3cm、上半身・正面・脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。
 - カ 受検票(様式3)

4 出願書類の提出先

佐賀県立盲学校 〒840-0851 佐賀市天祐一丁目5番29号
TEL 0952-23-4672

5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

6 出願書類の受付

学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、受検票(様式3)を志願者に交付します。

第5 検 査

1 検査期日等

- (1) 検査期日
令和7年2月5日(水)
- (2) 会場
佐賀県立盲学校 佐賀市天祐一丁目5番29号
TEL 0952-23-4672

※携帯電話等の受検に不必要な電子機器の受検場への持ち込みは原則として禁止します。

2 検査日程及び内容

(1) 時間割

普通科通常の学級、普通科重複障害学級C課程、保健医療科			普通科重複障害学級A課程・B課程		
受	付	9:00 ～ 9:20	受	付	9:00 ～ 9:20
諸	注	9:30 ～	諸	注	9:30 ～
作	意	9:45 ～10:25 (40分)	面	意	9:45 ～
面	文	10:40 ～	接	接	

(2) 作文、面接

作文	一般的内容、600文字以内（点字は32マス30行以内）
面接	個人面接、一般的な質問

(3) 点字使用者は、作文の検査時間を10分間延長することができます。

(4) 筆記困難者で点字未習得者の作文は、口頭又は録音による検査をもってこれに替えることができます。ただし、時間は40分間とします。

(5) 重複障害学級の受検者は、面接のみを行います。

第6 追検査

1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者で、学校長の判断により、面接等が必要な者。

2 申請期間

(1) 申請期間は、令和7年2月5日（水）～2月7日（金）とします。

(2) 受付時間は、2月5日（水）は13時～16時、2月6日（木）及び2月7日（金）は9時～16時とします。

(3) 申請手続は、本校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

3 申請方法

追検査は、出願した本校の学科について受検するものであり、志願の変更は認めません。

4 申請手続

(1) 追検査の受検を希望する志願者は、在学又は出身中学校長を経由して、**追検査受検許可願書（様式9）**を提出してください。

ただし、出身中学校がない場合は、本校に直接提出してください。

やむを得ない事情により期間内に提出できない場合は、ご相談ください。

(2) 学校長が追検査の受検を承認したときは、**追検査受検許可書（様式9）**を中学校長を経由して交付します。

5 検査場

佐賀県立盲学校

6 検査内容等

(1) 検査は、上記（第5 検査 2 検査日程及び内容）に準じて行います。

(2) 検査の期日は、令和7年2月12日（水）とします。

なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、学校長が個別に必要な対応を行うものとします。

第7 合格者の決定

合格者の決定は、学校長が校内に委員会を置き、提出された調査書及び実施した作文及び面接等により、総合的に判断して行います。

第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表（受検番号を掲示）は、令和7年2月14日（金）9時に本校高等部棟生徒玄関付近に掲示します。
また、本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 令和7年2月14日（金）に、志願者の検査結果を中学校長又は保護者を通じて受検者に通知します。なお、この通知は、1による発表の後に行うこととします。

第9 再募集

出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた場合、再募集を実施します。
再募集の募集人員は、各学科の募集定員に対する欠員数とします。
なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会と協議し、決定します。

第10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示します。

令和7年度佐賀県立盲学校

専攻科理療科入学者募集要項

令和7年度専攻科の入学者の募集は、「令和7年度佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科入学者募集要項」の定めるところにより実施します。

第1 募集を行う専攻科の学科

募集を行う専攻科の学科は、理療科です。

第2 専攻科の就学区域

「佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則」により、本校の就学区域は、原則として県全域となっています。

第3 募 集

1 応募資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す視覚障害者の区分及び程度（両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）に該当するとともに次の要件のいずれかに該当する者であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実である者です。

また、次の手続の進路相談を受けてください。

なお、県外からの志願を認めることもありますので、ご相談ください。

【要件】

- ア 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- イ 高等学校卒業者と同等以上と認められる者

【手続】（進路相談）

令和6年10月31日（火）までに、本校で進路相談を受けてください。

【手続に関する特例】

特別の事情により手続が期限内にできなかった場合は、ご相談ください。

2 募集定員

令和6年12月末までに別途定めます。

第4 出 願

1 出願期間

- (1) 令和7年1月23日（木）及び令和7年1月24日（金）とします。
- (2) 受付時間は、9時～16時とします。
- (3) 願書を本校へ直接持参してください。やむを得ず郵送される場合は簡易書留とし、出願期間内に必着とします。

2 出願方法

- (1) 県立特別支援学校への出願は、1校に限ります。
- (2) 出願に当たって、高等部普通科、高等部保健医療科、専攻科医療科について第3順位までの範囲内で志望順位を付すことができます。

3 出願手続

- (1) 出願先等
入学を志願する者は、次の書類を本校へ直接提出してください。
- (2) 出願書類
 - ア 入学願書（様式1－2）
 - イ 出身高等学校の調査書（様式7－1）
※令和7年1月14日（火）現在で作成してください。
 - ウ 眼科診断書（本校様式による）
※本校高等部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は不要です。
 - エ 写真票（様式2）
※縦4cm×横3cm、上半身・正面・脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。
 - オ 受検票（様式3）

4 出願書類の提出先

佐賀県立盲学校 〒840-0851 佐賀市天祐一丁目5番29号
TEL 0952-23-4672

5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

6 出願書類の受付

学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、受検票（様式3）を志願者に交付します。

第5 検 査

1 検査期日等

- (1) 検査期日
令和7年2月5日（水）
- (2) 会場
佐賀県立盲学校 佐賀市天祐一丁目5番29号
TEL 0952-23-4672

※携帯電話等の受検に不必要な電子機器の受検場への持ち込みは原則として禁止します。

2 検査日程及び内容

(1) 時間割

受	付	9:00 ～ 9:20
諸	注	9:30 ～
作	意	9:45 ～10:25 (40 分)
面	文	10:40 ～
	接	

(2) 作文、面接

作 文	一般的内容、600文字以内（点字は32マス30行以内）
面 接	個人面接、一般的な質問

(3) 点字使用者は、作文の検査時間を10分間延長することができます。

(4) 筆記困難者で点字未習得者の作文は、口頭又は録音による検査をもってこれに替えることができます。ただし、時間は40分間とします。

第6 追検査

1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者で、学校長の判断により、面接等が必要な者。

2 申請期間

(1) 申請期間は、令和7年2月5日（水）～2月7日（金）とします。

(2) 受付時間は、2月5日（水）は13時～16時、2月6日（木）及び2月7日（金）は9時～16時とします。

(3) 申請手続は、本校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

3 申請方法

追検査は、出願した本校の学科について受検するものであり、志願の変更は認めません。

4 申請手続

(1) 追検査の受検を希望する志願者は、**追検査受検許可願書（様式9）**を佐賀県立盲学校長に提出してください。

やむを得ない事情により期間内に提出できない場合は、ご相談ください。

(2) 学校長が追検査の受検を承認したときは、**追検査受検許可書（様式9）**を保護者あてに交付します。

5 検査場

佐賀県立盲学校

6 検査内容等

(1) 検査は、上記（第5 検査 2 検査日程及び内容）に準じて行います。

(2) 検査の期日は、令和7年2月12日（水）とします。

なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、学校長が個別に必要な対応を行うものとします。

第7 合格者の決定

合格者の決定は、学校長が校内に委員会を置き、提出された調査書及び実施した作文及び面接等により、総合的に判断して行います。

第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表（受検番号を掲示）は、令和7年2月14日（金）9時に本校高等部棟生徒玄関付近に掲示します。
また、本校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 合格者の発表（受検番号を掲示）とともに、保護者または受検者あてに通知します。

第9 再募集

出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた場合、再募集を実施します。
再募集の募集人員は、専攻科の募集定員に対する欠員数とします。
なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会と協議し、決定します。

第10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示します。